

内閣委員会
議 録 第三十号

昭和三十三年四月十六日(火曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君

理事 大平 正芳君 理事 床次 徳二君

理事 福井 順一君 理事 保科 善四郎君

理事 山本 正一君 理事 石橋 政嗣君

大坪 保雄君 北 吟吉君

田村 元君 辻 政信君

眞崎 勝次君 町村 金五君

栗山 博君 西ヶ久保重光君

飛鳥田一雄君 井手 以誠君

稻村 隆一君 西村 力弥君

出席國務大臣

國務大臣 松浦周太郎君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官(事務總務局長) 瀧本 忠男君

總理府事務官(内閣總理大臣官房公務員制度調査室長) 大山 正君

大藏事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君

委員外の出席者

防衛庁人事 山本壯一郎君

局調査官 専門員 安倍 三郎君

四月十二日

臨時恩給等調査会設置法案(内閣提出第一四三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の

第一類第一号 内閣委員会議録第三十号 昭和三十三年四月十六日

一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

○相川委員長 これより会議を開きます。

地域給に關しては、給与に關する小委員会におきまして御検討を願つておりましたが、小委員長より、小委員会の審議の経過等について御報告いたしたいとの申し出があります。この際これを許します。大平正芳君。

○大平委員 給与に關する小委員会におけるその後の審議経過並びに結果を御報告申し上げます。

俸給制度檢討の経過につきまして、去る四月二日の本委員会におきまして、すでに御報告申し上げた通りでございますが、給与小委員会はその後、四月四日、五日、六日、八日、十二日と五回にわたり、地域給制度の檢討を行つたのであります。その間における小委員各位の御苦労に対し、衷心お礼を申し上げる次第でございます。

すでに御承知の通り、地域給制度は行政各般、特に人事行政上多くの弊害を生んでおり、このまま放置することができないこと、さらには現行の地域較差もまた物価並びに生計費の実勢と著しく乖離しているのを、これを廢止ないしは再檢討すべきであるという

点については、各委員の間において何らの異存は見られなかつたのであります。しかし、これを廢止するといひましたも、各地域間、たとえば大都市と小都市及び農村の間には、なお相當の生計費の較差が實在する状況に目をおろすことはできないし、同時に、各職員の受ける現在の地域給手取額の保証は、何としてもこれを實行しなければならぬこと等を考慮して、その處理に慎重を期さねばならないこともまた論をまたないところであります。従つて小委員会における討議と檢討は、主としてこの處理方法にその焦點が向けられたのであります。

審議の詳細は省略いたしますが、与党及び政府の間において考えられていた当初案に対し、今申し上げましたような観点から、第一に、昭和三十三年三月末において地域給を廢止して、これを暫定手当に切りかえる方針を明確化する。第二に、切りかえられた暫定手当は、これを俸給号俸別に定額化する。第三に、昭和三十三年三月末における地域給の現額は保証する。第三に、無級地の整理は昭和三十三年度末までに實行し、昭和三十四年四月一日以降、現行一級地に該當する暫定手当相当額を俸給に繰り入れる原則を明確化する。

第四、無級地、一級地の二段階を一挙に整理せんとすることは、今後における地域較差の推移、中央地方を通ずる財政の状況等に確たるめどがつけ得ない現状においては、大膽に過ぎるもので、とりあえず、この際としては、無

級地一段階の整理にとどめる等の原則を打ち立て、この線に沿つて、次のような小委員会案の決定を見たのであります。

この小委員会決定を見ました勤務地手当處理に關する決定事項は次の通りであります。

第一 勤務地手当制度は、昭和三十三年三月三十一日限り、これを廢止するものとするが、現行の支給地域に在勤務する職員の現給を保証するため、これに代る措置がとられるまでの間、暫定手当を支給する。

第二 暫定手当は、現行の地域区分に応じて定額で支給するものとするが、地域区分の変更は、將來原則として行わないものとする。

第三 暫定手当の額等については、次のようになるものとする。

一 現行の支給地域に在勤務する職員に対する暫定手当の額は、昭和三十三年三月三十一日現在における支給額を基準として俸給表別等級別号俸別に定額で定めるものとする。

前項の定額が支給地域の職員の昭和三十三年三月三十一日(又は本案實施の前日)現在における勤務地手当の現給に達しない場合は、その現給を保証するものとする。

二 現行の無級地に在勤務する職員に対しては、昭和三十三年十月

一日以降、暫定手当を支給するものとし、その額は左記計画により漸次これを増額するものとする。

昭和三十三年度 前記一による現行一級地の暫定手当の額の2分の1の額

昭和三十三年度 前記一による現行一級地の暫定手当の額の3分の1の額

昭和三十三年三月三十一日において、現行一級地の暫定手当の定額相当額は、全職員に対しこれを本俸に繰り入れ、暫定手当の支給地域区分を三段階に圧縮するものとする。

四 昭和三十三年度以降における新規採用者等の暫定手当の取扱は、前記各号に準じ措置する。

五 暫定手当は、勤務地手当と同様、期末、勤勉手当、超過勤務手当等の計算の基礎とする。

六 本措置に要する財源は、凍結の際における勤務地手当総額に六・二%を乗じて得た財源によるものとする。

(註) 地方公務員に同様の措置を講じた場合における地方財政の負担増加見込額は、左の通りとする。

昭和三十三年度 四億
昭和三十三年度 三〇億
昭和三十四年度 五八億

第四 市町村合併に伴う同一市町村内の暫定手当支給の不均衡是正に

ついで、昭和三十四年四月一日以降段階的にこれを実施に移す方針の下に、政府において適宜措置すること。

何とぞ本委員会におきましても、その御承認をお願い申し上げる次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

○相川委員長 これにて小委員長の報告を終わりました。御質疑はございません。

この際、午前十一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午後零時十五分開議
○相川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題といたします。

これら三法律案につきましては、自由民主党及び社会党委員の共同提案にかかる修正案が、それぞれ委員長の手元に提出せられております。この際これら三修正案を一括議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。大平正芳君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条の改正に関する部分を次のように改める。

第二条第四号中「職務の級を」職務の等級に、「同一級内」を「同一等級内」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 削除
第五条の改正に関する部分を次のように改める。

第五項前段を削り、同条同項中「勤務手当」を削る。

第六条の改正規定中第一項第八号を削る。

第八条の改正に関する部分中「技能労働者賃金表」を「行政職俸給表(二)」に改める。

第十二条の改正に関する部分を次のように改める。

第十二条を次のように改める。
第十二条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第十九条中「俸給の月額」とこれに対する勤務手当の月額との合計額を「俸給の月額」と改める。

第十九条の四第二項中「扶養手当及び勤務手当」を「及び扶養手当」に改める。

第十九条の五第二項中「俸給の月額」とこれに対する勤務手当の月額との合計額を「俸給の月額」と改める。

第十九条の六中「勤務手当」を削る。

第二十三条第二項から第五項まで中「扶養手当及び勤務手当」を「及び扶養手当」に改める。

別表の改正に関する部分中「別表第七を別表第九とし、」を「別表第七を削り、」に改める。

別表第一のイ行政職俸給表(一)の表号俸の項中「16」を削り、同表中

5 等 級			6 等 級			7 等 級		
俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
	円	月		円	月		円	月
	13,300	12		9,200	12		5,800	12
	14,300	12		9,800	12		6,000	12
	15,300	12		10,600	12		6,300	12
	16,300	12		11,400	12		6,800	12
	17,300	12		12,300	12		7,400	12
	18,300	12		13,300	12		8,000	12
	19,300	12		14,300	12		8,600	12
	20,300	12		15,300	12		9,200	12
	21,400	12		16,300	12		9,800	12
	22,600	15		17,300	15		10,600	15
	23,800	15		18,300	18		11,400	18
	25,000	15		19,300	18		12,300	18
	26,200	18		20,300	21		13,300	21
	27,500	21		21,400	24		14,300	24
	28,900	24		22,600			15,300	
	30,300							

を

5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
	円	月		円	月		円	月		円	月
	15,300	12		11,400	12		9,200	12		6,100	12
	16,300	12		12,300	12		9,800	12		6,300	12
	17,300	12		13,300	12		10,600	12		6,600	12
	18,300	12		14,300	12		11,400	12		7,000	12
	19,300	12		15,300	12		12,300	12		7,400	12
	20,300	12		16,300	12		13,300	12		8,000	12
	21,400	12		17,300	12		14,300	12		8,600	12
	22,600	15		18,300	12		15,300	12		9,200	12
	23,800	15		19,300	15		16,300	12		9,800	12
	25,000	15		20,300	15		17,300	15		10,600	15
	26,200	18		21,400	18		18,300	18		11,400	18
	27,500	21		22,600	18		19,300	18		12,300	18
	28,900	24		23,800	21		20,300	21		13,300	21
	30,300			25,000	24		21,400	24		14,300	24
				26,200			22,600			15,300	

に改める。

別表第一のロ行政職俸給表(二)を次のように改める。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1	16,300	9	11,500	9	9,200	9	6,200	9	5,300	6					
2	16,900	9	12,100	9	9,700	9	6,500	9	5,400	6					
3	17,500	9	12,700	9	10,300	9	6,800	9	5,500	6					
4	18,100	9	13,300	9	10,900	9	7,100	9	5,600	6					
5	18,700	9	13,900	9	11,500	9	7,400	9	5,700	6					
6	19,300	9	14,500	9	12,100	9	7,800	9	5,800	6					
7	19,900	9	15,100	9	12,700	9	8,200	9	5,900	6					
8	20,500	9	15,700	9	13,300	9	8,700	9	6,000	6					
9	21,100	9	16,300	9	13,900	12	9,200	9	6,200	9					
10	21,700	9	16,900	9	14,500	12	9,700	12	6,500	9					
11	22,300	12	17,500	9	15,100	12	10,300	12	6,800	9					
12	22,900	12	18,100	9	15,700	12	10,900	12	7,100	9					
13	23,500	12	18,700	12	16,300	12	11,500	12	7,400	12					
14	24,100	12	19,300	12	16,900	12	12,100	12	7,800	12					
15	24,700	12	19,900	12	17,500	15	12,700	15	8,200	12					
16	25,300	12	20,500	12	18,100	15	13,300	15	8,700	12					
17	25,900	15	21,100	12	18,700	15	13,900	15	9,200	12					
18	26,500	15	21,700	12	19,300	15	14,500	15	9,700	15					
19	27,100	15	22,300	15	19,900	15	15,100	18	10,300	15					
20	27,700	15	22,900	15	20,500	15	15,700	18	10,900	15					
21	28,300	15	23,500	15	21,100	15	16,300	18	11,500	18					
22	28,900	15	24,100	15	21,700	18	16,900	18	12,100	18					
23	29,500	15	24,700	15	22,300	18	17,500	18	12,700	18					
24	30,100	18	25,300	18	22,900	18	18,100	18	13,300	18					
25	30,700	18	25,900	18	23,500	18	18,700	18	13,900	18					
26	31,300		26,500		24,100		19,300	18	14,500	18					
27							19,900	18	15,100	18					
28							20,500		15,700	18					
29									16,300	18					
30									16,900	18					
31									17,500	18					
32									18,100	18					
33									18,700						

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二の表七等級の項中「6,400 7,000 7,600」を「6,700 7,200 7,700」に改める。

別表第三のイ公安職俸給表(一)の表七等級の項中「7,100 7,600」を「7,300 7,700」に改める。

別表第三のロ公安職俸給表(二)の表七等級の項中「6,800」を「7,000」に、同表八等級の項中「5,600 5,800 6,000 6,300 6,800」を「5,900 6,100 6,300 6,600 7,000」に改める。

を「5,900 6,100 6,300 6,600 7,000」に改める。

別表第四のロ海事職俸給表(二)の表四等級の項中「5,600 5,800 6,100 6,500 7,000」を「5,900 6,100 6,400 6,800 7,200」に改める。

別表第五のイ教育職俸給表(一)の備考に次の一項を加える。

(四) 大学院を置く大学の助教授については、3等級の11号俸、12号俸、13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

別表第五のロ教育職俸給表(二)及びハ教育職俸給表(三)の表三等級の項中「6,300 6,800」を「6,600 7,000」に改める。

別表第六の表七等級の項中「5,800 6,000 6,300 6,800」を「6,100 6,300 6,600 7,000」に改める。

別表第七のロ医療職俸給表(二)の表六等級の項中「6,000 6,300 6,800」を「6,300 6,600 7,000」に改める。

別表第七のハ医療職俸給表(三)の表四等級の項中「6,700 7,200 7,700」を「6,900 7,300 7,800」に改める。

別表第八を削る。

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十三年四月一日から適用する。

附則第二項の前の見出しを「俸給の切替及びその切替に伴う措置」に改め、同項中「この法律の施行の日」を「昭和三十二年四月一日」に、「昭和三十二年三月三十一日」を「同年三月三十一日」に、「附則別表第十一」を「附則別表第十」に、「別表第八」を「別表第七」に改める。

附則第二十一項中「この法律の施行前」を昭和三十一年三月三十一日以前に改め、同項を附則第三十三項とする。

附則第二十項のうち、別表第四号表の改正規定中

一九・割三・三・六〇・円ト退職
 當時ノ俸給年額トノ差額九六〇
 円毎ニ・五割ヲ加ヘタル割合但シ
 退職當時ノ俸給年額ガ二八・四
 〇・円ト超エニ二九・一六〇・円以下ノ
 モノニ在リテハ二八・八〇・円ト
 退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ
 割合ニ依ル
 二〇・割但シ退職當時ノ俸給年額
 ガ一三・九二〇・円ト超エ一四・六
 〇・円以下ノモノニ在リテハ一四・
 四〇・円ト退職當時ノ俸給年額
 ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一九〇〇割三三・三、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ二八三、三〇〇円ヲ超エ二九〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ二九一、六〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二〇・〇割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一三九、二一〇円ヲ超エ一四〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四二、六〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二〇・五割ニ三三・九二〇・円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額四・八〇〇・円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合ニ合シ退職當時ノ俸給年額ガ、一一・一六〇〇・円ヲ超エ一一・四〇〇〇・円以下ノモノニ在リテハ一一・一五二〇〇・円ヲ超エ一一・一五二〇〇・円以下ノモノニ在リテハ一一・二〇〇〇・円ヲ超エ一一・二〇〇〇・円以下ノモノニ在リテハ一一・二六〇〇・円ヲ超エ一一・二六〇〇・円以下ノモノニ在リテハ一一・二九六〇〇・円ヲ超エ一一・二九六〇〇・円以下ノモノニ在リテハ一一・三四四〇〇・円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

合ニ依ル
以下ノモノ
以下ノモノ
以下ノモノ
二〇・五割ニ一
加ヘタル割
ハ退職當時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ
三割ニ一
但シ退職當時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ
在リテハ一七、六〇〇円ヲ超エ
在リテハ一七、六〇〇円ヲ超エ
在リテハ一七、六〇〇円ヲ超エ
夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ旨

二四・五割ニ〇四、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ、九〇〇〇円ヲ超エ九一、一〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ九二、〇〇〇円ヲ超エ九三、〇〇〇円ヲ超エ九四、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六、〇〇〇円ヲ超エ九七、二〇〇円ヲ超エ九八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九、六〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二四・五朝ニ
五朝ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ヲノ差額三・六〇〇円毎ニ
〇円以下ノモノニ在リテハ九六・〇〇円ヲ、九七・〇〇円ヲ超エ九八・四〇
円以下ノモノニ在リテハ九九・六〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此
ノ割合ニ依ル

に改め、

別表第五号表の改正規定中

額九、六〇〇圓、三、六〇〇圓ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇圓毎ニ四割ヲ加ヘタル割合ニシテ退職當時ノ俸給年額ガ二八、四〇〇圓ヲ超エ二九、一六〇圓以下ノモノニ在リテハ二九、一六〇圓ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五、〇〇〇圓ト退職當時ノ俸給年額ガ一三九、二〇〇圓ヲ超エ一四一、六〇〇圓以下ノモノニ在リテハ一四四、〇〇〇圓ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一四・三割三三・三六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合ニ依シ退職當時ノ俸給年額ガ二八三、二〇〇円ヲ超エ二八五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ二八九、二〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・〇割但シ退職當時ノ俸給年額方一三九、二〇〇円ヲ超エ一四一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四五、二〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五、四割ニ三九、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・四割
加ヘタル割合合シ退職當時ノ俸給年額ガ一一、一六〇〇円ヲ超エ一一、八〇〇円以下
ノモノニ在リテハ二四、〇〇〇円ヲ超エ一一、一五、二〇〇円ヲ超エ一一、七六〇〇円以下
ノモノニ在リテハ二二、〇〇〇円ヲ超エ一一、二四、〇〇〇円以下ノモノ
ニ在リテハ二三、六〇〇円ヲ超エ一一、二八、〇〇〇円ヲ超エ一一、二七、〇〇〇円以下ノモノ
ニ在リテハ二九、六〇〇円ヲ超エ一一、三二、〇〇〇円以下ノモノ
ニ在リテハ一三四、四〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一七・六潮但シ退職當時ノ俸給年額ガ一〇八、〇〇〇円ヲ超エ一〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一、六〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

以下ノモノニ在リテハ一三、四〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト君做シテ此ノ割
以下ノモノニ在リテハ一七、六〇〇円ヲ超エ三、四〇〇円
以下ノモノニ在リテハ二九、六〇〇円ヲ超エ三、四〇〇円
以上ノモノニ在リテハ三九、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二、四割
一五、四割ニ三九、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二、四割
ヲ加ヘタル割合シ退職當時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二、四割

合三依ル

一七六四

 α

7

12

花

11

一八・四割二一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、九〇、〇〇〇円ヲ超エ九一、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ九二、〇〇〇円ヲ、九三、〇〇〇円ヲ、九四、〇〇〇円ヲ、九五、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六、〇〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ、九八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九、六〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一八・四割二一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、九三、〇〇〇円ヲ超エ九五、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六、〇〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ、九八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九、六〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

改め、附則第二十項を附則第三十二項とする。

附則第十九項を附則第三十一項とし、附則第十八項を附則第三十項とし、附則第十七項を附則第二十九項とする。

附則第十六項のうち、第十六条第一項及び第十七条第一項の改正規定中「五等級」を「六等級」に、「六等級」を「七等級」に改め、第三十三条の改正に關する部分中「四等級以下六等級以上」を「四等級以下七等級以上」に、「六等級」を「七等級」に、「六等級以下」を「八等級以下」に改め、別表第一の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表の改正に關する部分中「九級及び十級」を「五等級」に、「十級」を「八級」に、「六等級」を「七等級」に、「七等級」を「八級」に改め、八級の職務にある者の項を削る。』を改め、同表の備考中「一般職の職員に關する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域を、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。』に改め、別表第一の移転料の表及び別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表の改正に關する部分中「九級及び十級」を「五等級」に、「十級」を「八級」に、「六等級」を「七等級」に改め、八級の職務にある者の項を削る。』を改め、別表第二の支度料及び死亡手当の表の改正に關する部分中「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に』を加

(暫定手当)

16 改正前の法の規定による勤務地手当の支給地域(以下「支給地域」といふ。)とされていた地域に在勤する職員には、当該支給地域の区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。支給地域とされていなかった地域に在勤する職員にも、昭和三十一年十月一日以降、また同様暫定手当を支給する。

17

前項前段の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級のそれぞれ号俸(以下「号俸」といふ。)の俸給月額(当該号俸による俸給月額の支給を受けるに当たっては、当該号俸による俸給月額の支給を受けるに至るまでの間は、その者が現に受ける俸給月額)に千六十二分の千を乗じて得た額と昭和三十一年度予算における国家公務員(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に

え、に、

九級及び十級の職務にある者	五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円
八級の職務にある者			
七級以下の職務にある者			

一二〇、〇〇〇円	四三、一二〇円	五二、三六〇円	六一、六〇〇円
九〇、〇〇〇円			
八〇、〇〇〇円			

九六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	を
七二、〇〇〇円			
六四、〇〇〇円			

五等級の職務にある者	五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円
六等級以下の職務にある者					
四三、一二〇円	五二、三六〇円	六一、六〇〇円	九六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	六四、〇〇〇円

一六〇、〇〇〇円

附則第十五項の次に次の十二項を加える。

を削り、附則第十六項を附則第二十八項とする。

18 改正後の法第六條の二の規定の適用を受ける職員のうち人事院規則の定める者につき附則第十六項前段の規定により支給される暫定手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める額とする。

19 改正後の法第十條の規定による俸給の調整額(以下本項において「調整額」といふ。)を受ける職員に

20 附則第十六項後段の規定により支給される暫定手当の額は、支給地域の区分が一級地である地域に在勤する職員に対し支給される附

則第十七項又は前項の規定による
暫定手当の額に、昭和三十一年十
月一日から昭和三十三年三月三十
一日までの間においては五分の
二、同年四月一日から昭和三十
四年三月三十一日までの間におい
ては五分の三、同年四月一日以降
においては五分の五を乗じて得た額
とする。

21 昭和三十一年三月三十一日（同
年四月一日以降この法律の施行の
日の前日までに、新たに俸給表の
適用を受けることとなつた職員、
支給地域の区分を異にして異動し
た職員及び支給地域とされていな
かつた地域から支給地域に異動し
た職員（以下本項において「新職員
等」という。）については、この法
律の施行の日の前日）における改
正前の法の規定による職員の勤務
地手当の月額が同年四月一日（新
職員等については、この法律の施
行の日の前日）における附則第十
七項から附則第十九項までの規定
によるその者の暫定手当の月額を
こえるときは、その者の暫定手当
の額は、附則のこれらの規定によ
る暫定手当の月額が同年三月三十
一日（新職員等については、この
法律の施行の日の前日）における
改正前の法の規定による勤務地手
当の月額（支給地域の区分を異に
して異動する場合その他人事院の
定める事由に該当する場合にあつ
ては、人事院の定める額）に達す
るまで、その差額を附則のこれら
の規定による暫定手当の額に加算
した額とする。

22 改正前の法第十二条第四項の規
定により特例を設けられた官署
（以下本項において「特定官署」と
いう。）に勤務する職員に支給され
る暫定手当に係る支給地域の区分
については、同条同項の規定によ
り特例を設けられた支給地域の区
分によるものとする。ただし、特
定官署の所在地の異動その他人事
院規則で定める事由に該当する場
合にあつては、従前の例によりそ
の特例を設けることができる。
23 暫定手当は、昭和三十四年四月
一日以降において、これを整理
し、その一定の額を職員の俸給に
繰り入れる措置をするようにする
ものとする。

（差額の支給）
24 この法律の施行の日の前日にお
ける改正前の法の規定による職員
の俸給（一般職の職員の給与に関
する法律の一部を改正する法律
（昭和二十八年法律第二百八十五
号）附則第六項の規定による手当
を含む）、勤務地手当、俸給の特
別調整額及び隔遠地手当の月額の
合計額（以下本項において「旧給与
月額」という。）が同日における改
正後の法の規定によるその者の俸
給、暫定手当、俸給の特別調整額
及び隔遠地手当の月額の合計額
（以下本項において「新給与月額」と
いう。）をこえるときは、新給与
月額が同日における旧給与月額
（俸給表の適用を異にして異動す
る場合その他人事院の定める事由
に該当する場合にあつては、人事
院の定める額）に達するまで、そ
の差額を手当としてその者に支給
する。

25 この法律の施行前に改正前の法
の規定に基いてすでに職員に支払
われた切替日以降昭和三十一年四
月三十日までの期間に係る給与
は、改正後の法の規定による給与
の内払とみなす。
（暫定手当を基礎とする給与）
26 職員に暫定手当が支給される
間、改正後の法第五条第一項中
「扶養手当」とあるのは「扶養手
当、暫定手当」と、改正後の法第
十九条中「俸給の月額」とあるのは
「俸給の月額と暫定手当の月額と
の合計額」と、改正後の法第十九
条の四第二項中及び扶養手当と
あるのは「扶養手当及び暫定手
当」と、改正後の法第十九条の五
第二項中「俸給の月額」とあるのは
「俸給の月額と暫定手当の月額と
の合計額」と、改正後の法第十九
条の五第二項及び第二十三條第二
項から第五項まで中「及び扶養手
当」とあるのは「扶養手当及び暫
定手当」とそれぞれ読み替えて、
これらの規定を適用する。

（一般職の職員の給与に関する法
律の一部を改正する法律の一部改
正）
27 一般職の職員の給与に関する法
律の一部を改正する法律（昭和二
十八年法律第二百八十五号）の一
部を次のように改正する。
附則第六項を次のように改め
る。
6 削除

附則別表に関する部分の前に次の
八項を加える。
（国会議員の選挙等の執行経費の
基準に関する法律の一部改正）
34 国会議員の選挙等の執行経費の
基準に関する法律（昭和二十五年
法律第七十九号）の一部を次の
ように改正する。
第四条第二項中「一般職の職員
の給与に関する法律（昭和二十五
年法律第九十五号）に基づく勤務地
手当（以下「勤務地手当」という。）
を支給する地域」を「政令で定める
地域」に、「勤務地手当支給率」を
「政令で定める割合」に改める。
第四条第三項、第五条第二項及
び第四項、第六条第三項、第九條
第二項、第十條第二項並びに第十
三條第二項中「勤務地手当を支給
する地域」を「政令で定める地域」
に、「勤務地手当支給率」を「政令
で定める割合」に改める。
第十三條第三項中「勤務地手当
支給率」を「政令で定める割合」に
改める。
（国家公務員災害補償法の一部改
正）
35 国家公務員災害補償法（昭和二
十六年法律第九十一号）の一部
を次のように改正する。
第四条第二項中「勤務地手当」
を削る。
（国家公務員等退職手当暫定措置
法の一部改正）
36 国家公務員等退職手当暫定措置
法（昭和二十八年法律第八十二
号）の一部を次のように改正す
る。

第四条第三項中「扶養手当及び
勤務地手当」を「及び扶養手当」に
改める。
（行政機関職員定員法の一部を改
正する法律の一部改正）
37 行政機関職員定員法の一部を改
正する法律（昭和三十年法律第二
十九号）の一部を次のように改正
する。
附則第十四項中「扶養手当及
び勤務地手当」を「及び扶養手当」
に改める。
（国家公務員災害補償法等におけ
る説替）
38 職員に暫定手当が支給される
間、改正後の国家公務員災害補償
法第四条第二項中「扶養手当」と
あるのは「扶養手当、暫定手当」と
、改正後の国家公務員等退職手
当暫定措置法第四条第三項及び行
政機関職員定員法の一部を改正す
る法律（昭和三十年法律二十九
号）附則第十四項中「及び扶養手
当」とあるのは「扶養手当及び暫
定手当」とそれぞれ読み替えて、
これらの規定を適用する。
（地方自治法の一部改正）
39 地方自治法（昭和二十二年法律
第六十七号）の一部を次のように
改正する。
第二百四條第二項中「勤務地手
当」を削る。
附則第六條の次に次の三條を加
える。
第六條の二 地方公共団体は、第
二百四條第二項に規定する手当
を支給することができる外、当
分の間、条例で、同条第一項の
職員に対し、勤務地手当にかえ

る。

9 削除

二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十三号）附則第五項を削る。

表第七を附則別表第八とし、附則別

旧俸給 月 額	新俸給 月 額	期 間	旧俸給 月 額	新俸給 月 額	期 間	旧俸給 月 額	新俸給 月 額	期 間	旧俸給 月 額	新俸給 月 額	期 間
4,900	5,300	月 6	6,900	7,400	月	12,100	12,700	月	21,200	22,300	月
5,000	5,300		7,200	7,800	3	12,600	13,300		22,000	22,900	
5,100	5,400		7,500	8,200	6	13,100	13,900	3	22,800	24,100	6
5,200	5,500		7,800	8,200		13,600	14,500	3	23,600	24,700	
5,300	5,600		8,100	8,700	2	14,100	15,100	6	24,400	25,900	3
5,400	5,700		8,400	9,200	6	14,600	15,700	6	25,300	26,500	
5,500	5,800		8,700	9,200		15,100	15,700		26,200	27,700	3
5,600	5,900		9,000	9,700	3	15,600	16,300		27,300	28,900	3
5,700	6,000		9,300	9,700		16,300	17,500	3	28,400	30,100	3
5,800	6,200		9,600	10,300	3	17,000	18,100		29,500	30,700	
5,900	6,500	3	10,000	10,900	6	17,700	18,700				
6,050	6,800	6	10,400	10,900		18,400	19,300				
6,200	6,800		10,800	11,500	3	19,100	19,900				
6,400	7,100	3	11,200	12,100	6	19,800	20,500				
6,600	7,400	6	11,600	12,700	6	20,500	21,700	6			

3 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の暫定手当の月額は、その俸給月額に、一般職の職員の給与に

閱する法律の一部を改正する法律
(昭和三十三年法律第 号)によ
る改正前の一般職の職員^の給与に
関する法律第十二条に規定する支
給地域の区分に応じ、その支給割
合を乗じて得た額とする。

4 秘書官の暫定手当の月額は、一般職の職員の例に準じて大蔵大臣が定める額とする。

5 この法律の施行前に改正前の特別職の職員^{（一）}の給与に関する法律の規定に基いてすでに内閣総理大臣等に支払われた昭和三十三年四月一日から同年四月三十日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）規定による給与の内払とみなす。

6 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の法第二条中「及び期末手当」とあるのは、「俸給及び期末手当」と、「俸給」とあるのは「俸給、暫定手当」と、改正後の法第五条から第七条まで中「俸給」とあるのは「俸給及び暫定手当」と、改正後の法第七条の二及び第七条の三中「俸給月額」とあるのは「俸給及び暫定手当の月額の合計額」と、改正後の法第十五条第二項中「期末手当」とあるのは「期末手当又は暫定手当」と、「例によるほか、同項」とあるのは「例により、又は特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）附則第三項の規定の例によるほか、前項」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

7 特別職の職員（給与に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

8 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「俸給及び勤務地手当のそれぞれ」を「俸給の」に改める。

9 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の外務公務員法第十二条第四項中「俸給の百分の八十」とあるのは「俸給及び暫定手当のそれぞれ百分の八十」と読み替へて、同項の規定を適用する。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部のように修正する。

第四条第二項の改正規定中「別表第八」を「別表第七」に改める。
 第四条の二の改正規定中「別表第八」を「別表第七」に改める。
 第五条の改正規定中「技能労働職俸給表」を「行政職俸給表(二)」に改める。

2 一般般の職員との給与に関する法律第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第十九条の二第一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第十九条の三中「第十条の二第一項」とあるのは「防衛庁職員給与法第十一条の三第一項」と読み替えるものとする。

第十八条の二第二項の改正に関する部分を次のように改める。

第十八条の二第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改め、「航空手当」乗組手当、落下さん隊員手当」を削り、「俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」及び「俸給月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に改める。

第十八条の二第二項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第十九条中「勤務手当」を削る。

第二十三条第二項中「扶養手当及び勤務手当」を「及び扶養手当」に改める。

第二十四条第二項中「第十四条第三項、第十五条から」を「第十四条から」に改む。

第二十五条第二項中「三千二百円」を「三千五百円」に改める。

部分中「を」を加える。」「を」を加え、同条第二項中、扶養手当及び勤務地手当に「を」及び扶養手当に改め、「勤務地手当」を削る。』に改める。

別表第二の表中「200」を「205」に、「180」を「190」に改める。

附則第一項を次のように改める。
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

附則第二項の前の見出しを「俸給の切替及びその切替に伴う措置」に改め、同項中「この法律の施行の日」を「昭和三十三年四月一日」に、「昭和三十三年三月三十一日」を「同年三月三十一日」に、附則別表第十一を「別表第八」に、「別表第十」に、「別表第九」に改める。

附則第十四項中「及び附則第十一項」を、「附則第十一項及び附則第十二項」に改める。

附則第十七項を附則第二十二項とし、附則第十六項を附則第二十一項とし、附則第十五項の次に次の五項を加える。

次長、議長、参事官等及び事務

官等には、一般職の職員の給与に
関する法律の適用を受ける職員の
例に準じて政令で定めるところに
より、当分の間、暫定手当を支給
する。

いて準用する。
(給与の内払)

18 この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十一年四月三十日までの期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(暫定手当を基礎とする給与)

19 次長、議長、参事官等及び事務官等に暫定手当が支給される間、新法第十四条第二項において準用する一般職の職員の手給に関する法律第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、新法第十八条の第二項中「及び扶養手当の月額の合計額（自衛官）」とあるのは「扶養手当及び暫定手当の月額の合計額（自衛官）」と、「俸給の月額（自衛官）」とあるのは「俸給の月額（自衛官）」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額（自衛官）」と、新法第二十三条第二

項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、新法第二十七條第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当」とあるのは「暫定手当、特殊勤務手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(保安庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

20 保安庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

5 削除

○大平委員 ただいま御提案になりました三法案に対するそれぞれの修正案の趣旨の弁明を行いたいと思います。案文はお手元に差し上げてございまして、即読は省略させていただきます。

この修正案は、本委員会に設けられました給与小委員会におきまして、結論を得ました線に沿いまして、法律にかかると小委員会決定の法律事項を整理いたしました。修正案といいたしたのでございまして、残余の決定事項は附帯決議にうたったわけでございまして。

要点は、第一は俸給制度の改正でございます。職員は、勤労意欲を阻害しないように、行政職と技能職の俸給表をそれぞれ一本にまとめまして、その呼称を変えたことが第一点でございます。

第二点は、初任給を新高卒につきまして三百円、新中卒につきまして二百

円それぞれ引き上げる、これに伴いまして俸給区分表に所要の改正を加えた点でございます。

第三点は地域給を本年の三月三十一日限り廃止いたしました。これを暫定手当に切りかえたことでございます。またこの改正に伴う所要の法文上の改正を繰込んだものでございまして、各位の御賛成をお願いいたします。

○相川委員長 これにて各修正案に対する趣旨の説明は終了しました。各修正案に対する予算の關係について、内閣において意見があればこの際お述べ願います。

○松浦國務大臣 本議案提案以来、いろいろ審議過程におきまして、私は自分の出した案はあくまでも支持する、しかし審議過程においての変化は認めざるを得ないということをお願い申し上げておりましたから、その線に沿って両党がほんとうに一致されまして、ここにりつぱな修正案ができましたことは、政府としては異存のないのみならず、大いに歓迎する次第でございます。

○相川委員長 これより三法律案並びに三法律案に対する修正案について質疑に入ります。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 一点だけお尋ねをいたしておきたいと思ひます。今度の修正に当りまして、一番大きなウエイトを占めております暫定手当の額の決定に際して、これは人事院規則にゆだねられておるわけですか。私たち小委員会におきまして、この暫定手当の額を決定する際に、一つの数字的な根拠をもつて論議をいたしております関係上、幾らにきめられるのかということが相當大きな影響を与えますので、この際確

認をしておきたいと思ひのであります。それは、暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級のそれぞれの号俸の俸給月額に千六十二分の千を乗じて得た額と昭和三十一年度予算における国家公務員一人当りの扶養手当の平均月額との合計額に、支給地域の区分が、四級地である場合にあっては百分の二十、三級地である場合にあっては百分の十五、二級地である場合にあっては百分の十、一級地である場合にあっては百分の五を乗じて得た額を基準として、号俸ごとに支給地域の区分に應じて、人事院規則で定める。というように決定いたしましたおるわけでございます。昭和三十一年度予算における国家公務員一人当りの扶養手当の平均月額、これが問題になるわけですか。この点人事院におきまして、これを幾らと押えて計面表を作られるつもりであるか、その点確認をいたしておきたいと思ひます。

○淺井政府委員 これは人事院の実施面における問題でございますから私からお答えをいたしますが、人事院といたしましては、大体九百五十円程度にいたしたいと考えております。

○石橋(政)委員 大蔵省の方でその数字を御確認願えますか。

○岸本政府委員 一般職給与法の俸給表と同じ適用を受けておる国家公務員の範囲をとりますと、やはり九百五十円に相なります。

○相川委員長 これにて三法律案並びに三法律案に対する修正案についての質疑は終了いたしました。

これより三法律案及びこれら修正案を一括して討論に入るのであります。

が、別に討論の通告もありませんので直ちに採決いたします。

まず一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

初めに本法律案に対する自由民主党及び日本社会党委員の共同提案にかかると賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○相川委員長 起立総員。よって本修正案は全会一致をもって可決いたしました。

次に特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

初めに本法律案に対する自由民主党及び日本社会党委員の共同提案にかかると賛成の諸君の起立を求めます。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○相川委員長 起立総員。よって本修正案は全会一致をもって可決いたしました。

次いでただいま議決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○相川委員長 起立総員。よって本修正案は全会一致をもって可決いたしました。

次いでただいま議決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○相川委員長 起立総員。よって本案は全会一致をもって修正案の通り修正議決いたしました。

次に防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

初めに本法律案に対する自由民主党及び日本社会党委員の共同提案にかかると賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○相川委員長 起立総員。よって本修正案は全会一致をもって可決いたしました。

この際一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する自由民主党及び日本社会党委員の共同提案にかかると賛成の諸君の起立を求めます。これを許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 給与法につきまして審議を続けて参りました小委員会の審議の過程の中で、この際委員会の附帯決議として置いた方がいいたたけいではないかという問題がございますので、これを提案させていただきます。

本文をまず読みます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本案の実施に当っては、政府は、左記事項について必要なる措置を講ずること。

一、一般係員で現在六級以上の者は、原則として、行政職俸給表(一)の七等級へ格付すること。

一、翻訳職、専門職等組織上の役職名のない職員で現在十一級の者は、その職務内容に応じて行政職俸給表(一)の四等級へ格付すること。

一、研究職員で部長、課長、室長等の役職名のない職員についても、その研究業績、職務内容に応じて研究職俸給表の四等級以上の等級へ格付すること。

一、行政職俸給表(一)に該当する職員で、鑑定、機要、工芸品製作、欧文ステノタイプその他高度の特殊技能を有する者及び特に規模の大きい官庁における配車係長その他技能関係の高度の管理的業務に従事する者は、行政職俸給表(一)を適用させること。

一、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で現在六級以上の者は、原則として、行政職俸給表(一)の三等級へ格付すること。

一、その他右に準じて取扱うことを適当と認められるものについては、格付上十分考慮すること。

一、改正旅費法中、現行より不利となる部分については十分考慮すること。

一、暫定手当の整理を行う場合には現行一級地相当額はこれを本俸に繰入れること。

一、勤務地手当廃止に伴って生じた余剰経費は、本年度中に於いて、これを給与改善原資に充当すること。

一、市町村合併に伴う同一市町村内の暫定手当支給の不均衡は、なるべく、すみやかにこれを是正すること。

右決議する。

簡単に御説明申し上げますと、大体この中で人事院の格づけ運用の面でぜひこうしてもらいたいという面が相当あるわけですが、これは今度の給与改訂に当りまして明らかに不利になる者、あるいは有利の度合いの少ない者、そういう者をカバーしてもらいたいというところから出てきておるわけでございます。ここに具体的に掲げられておるものだけにとられることなく、大体六番目に書いてありますように、総体的に救済できるようにしていただきたいということでございます。

なお従来政府案によりまして技能業務職というふうなものに格づけされておった者は、これは今度行政職の俸給表二ということになるわけでございますが、この行政職俸給表一と二の間に全然関連がないというふうなものではないというのを意識づけたいわけでございます。四番目に書いてありますように、格づけは、当初から行政職俸給表の一に格づけしてもらおうということになっておりますので、これは将来におきまして、このような程度に達した者は一の方に移行することができ、すなわち一表と二表の交流を可能にするというより有意義をも含ませておるといふことを御認識願いたいと思っております。

それから七番目の旅費の問題では、今度の改訂に伴いまして、若干旅費法の関係で不利になるような面が出てくるおそれがございますので、そういうことのないようにしてもらいたいというところであります。

それから八番目に書いてありますのは、今度の修正案の中に、二十三項であります。暫定手当は、昭和三十三年四月一日以降において、これを整理し、その一定の額を職員の俸給に繰り入れる措置をするようにするものとす。とございます。その意味は、この八番に書いてあります現行一級地相当額はこれを本俸に入れることだといふことを念のため書いて置いたわけでございます。

それから次の九番目の問題につきましては、国家公務員の場合に、今度の勤務地手当廃止に伴って余剰の金を生むようなことがあるとわれわれは考え、おるわけでございます。その余剰経費は、これをなしくずしに給与改善の方に回すというのではなしに、できれば明らかとなるような方法で何らか適当な時期に給与改善の原資に充当してもらいたい、こういう趣旨を織り込んであることを御承知願いたいと思っております。

最後の問題は、長い問題案になっておりました市町村合併に伴う同一市町村内の、従来の勤務地手当の不均衡、今後は暫定手当の不均衡ということになるわけですが、これはなるべく早く是正してもらいたい。先ほど連合審査会におきまして、自治庁大臣はうんと早く、しかも段階的じゃなしに、一挙にでもやるんだといふことでございましたが、これは何はでも早くやっていたらいいところでありまして、何も段階的にやっていたただかなくとも、一挙にやっていたただかなくおけつこうであります。そういうことを処置してもらいたいという意味であります。以上であります。

○相川委員長 これより自由民主党及び社会党委員共同提案にかかる附帯決議について採決いたします。本附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○相川委員長 起立総員。よって本附帯決議は可決いたしました。

ただいま議決いたしました附帯決議に關しまして政府側より発言を求められておりますのでこれを許します。松浦國務大臣。

○松浦國務大臣 私どもでもお答え申し上げられることをお答えいたしたいと思っております。八、九、十でございます。

ただいま決議になりました事項のうち、暫定手当の一部を本俸に繰り入れ、及び合併市町村における暫定手当の取扱については、その御趣旨を十分に尊重して善処いたしたいと思っております。また第三の国家公務員の余剰経費の処理については、財政当局とも十分連絡の上、今後予算実行の推移をにらみ合せまして検討することといたしたいと思っております。

○浅井政府委員 人事院の所管事項に關する限り、ただいまの御決議を尊重いたしまして措置いたしたいと思っております。

○相川委員長 なおただいま議決いたしました三法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○相川委員長 御異議ないものと認めます。よってさよう決しました。次会は公報をもつて御通知することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

〔参照〕

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕